水道用水供給事業組織の取扱いについて

水道用水供給事業組織の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年9月3日

九十九里地域・南房総地域の水道用水 供給事業体と県営水道の統合協議会 会 長 熊 谷 俊 人

水道用水供給事業組織(調整項目番号1)

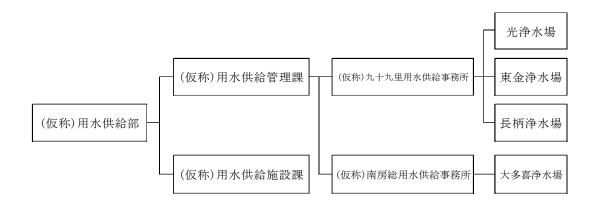
新用水供給事業を円滑に運営するため、企業局に「(仮称)用水供給部」を新設する。

(仮称)用水供給部には、用水供給事業の総合調整、企画、経営管理等を担う「(仮称)用水供給管理課」及び大規模施設の更新や施設の維持・運転管理の総括等を担う「(仮称)用水供給施設課」を設置する。

また、地域において施設の更新や維持・運転管理等を行うため、「(仮称)九十九里用水供給 事務所」及び「(仮称)南房総用水供給事務所」を設置する。

なお、人事、予算、経理などの管理部門は、現企業局の管理部に集約する。 詳細な組織体制については統合までに調整する。

<イメージ図>



※(仮称)用水供給管理課及び(仮称)用水供給施設課は企業局新庁舎(千葉市中央区中央)に、(仮称)九十九里用水供給事務所及び(仮称)南房総用水供給事務所はそれぞれ現在の企業団の庁舎に置く。

職員の任免、分限、懲戒その他勤務条件の取扱いについて

職員の任免、分限、懲戒その他勤務条件の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年9月3日

九十九里地域・南房総地域の水道用水 供給事業体と県営水道の統合協議会 会 長 熊 谷 俊 人

職員の任免、分限、懲戒その他勤務条件(調整項目番号4)

(職員の任免)

職員の任免については、各団体とも、地方公務員法等に従い行っており、職員の 採用方法や退職に係る勧奨の取扱い基準の有無に相違があるが、統合後は企業局の 組織となるため、企業局の取扱いによることとする。

また、両企業団に現に所属する職員のうち、希望者については引き続き県職員として勤務する方針とするが、法令上、身分は企業局に自動継承されないため、県は新たな採用行為を行うこととする。なお、両企業団職員はすでに企業団実施の採用試験に合格し現に任用されている地方公務員であり、職務に必要な一定の教養や専門性、適性は担保されていると考えられるため、採用は、書類による選考で行う予定とする。

(分限)

分限処分については、各団体とも、地方公務員法等に従い行っており、降給制度 の有無等の相違はあるが、統合後は企業局の組織となるため、企業局の取扱いによ ることとする。

(懲戒)

懲戒処分については、各団体とも、地方公務員法等に従い行っており、交通事故 等に係る処分の基準等に相違があるが、統合後は企業局の組織となるため、企業局 の取扱いによることとする。

(その他勤務条件)

各団体とも、条例等にその他勤務条件を定めており、休暇の種類や期間等に相違があるが、統合後は企業局の組織となるため、企業局の取扱いによることとする。

職員の勤務時間(一般職員、交代勤務など)の取扱いについて

職員の勤務時間(一般職員、交代勤務など)の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年9月3日

九十九里地域・南房総地域の水道用水 供給事業体と県営水道の統合協議会 会 長 熊 谷 俊 人

職員の勤務時間(一般職員、交代勤務など)(調整項目番号8)

(一般職員(交替制勤務職員を除く職員))

各団体の勤務時間等については、企業局では令和6年6月にフレックスタイム制が導入されているという相違があるが、統合後は企業局の組織となるため、企業局の 取扱いによることとする。

(交替制勤務職員)

各団体の勤務時間等については、週休日や始業・終業時刻等に相違はあるものの、 統合後は企業局の組織となるため、企業局の取扱いによることとする。

取水、導水、送水管の維持・修繕体制の取扱いについて

取水、導水、送水管の維持・修繕体制について、次のとおり提案する。

令和6年9月3日

九十九里地域・南房総地域の水道用水 供給事業体と県営水道の統合協議会 会 長 熊 谷 俊 人

取水、導水、送水管の維持・修繕体制(調整項目番号 103)

1 通常時の管路巡視・点検

水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)において、管路点検の実施内容及び頻度などが例示されており、両企業団においては、点検の実施にあたっては直営、委託の別や点検頻度に違いがあるものの、ガイドラインに基づき適切に実施していることから、統合後においても現行のとおりとする。

2 緊急時の管路巡視・点検

両企業団ともに、マニュアル等に基づき、緊急時の連絡体制を整備し、地震等の 災害が発生した場合や事故等の通報を受けた場合には、臨時・緊急の管路巡視・点検 を適時実施しているが、巡視・点検を実施する場合の震度など、点検実施の基準に相 違があるため、統合時までに新用水供給事業として策定する危機管理対策マニュア ルにおいて基準を統一し、適時実施していくこととする。

【参考】

「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」(令和5年3月厚生労働省)において、「管路の巡視・点検は、異状箇所の早期発見と管路事故の予防を目的とし、管路の重要度や老朽度等を勘案して基幹管路等を優先的に実施する。(中略)また、地震等の災害時についても、震度等その規模に応じた点検基準を定めておく。(後略)」とされている。

職員の給料の取扱いについて

職員の給料の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年11月12日

九十九里地域・南房総地域の水道用水 供給事業体と県営水道の統合協議会 会 長 熊 谷 俊 人

職員の給料(調整項目番号12)

給料表については、各団体とも条例等において規定しており、各級における号給の 構成や給料月額に相違があるが、統合後は企業局の組織となるため、企業局の給料表 を適用することとする。

職員の職や給料表の適用等については、企業局が企業団と調整の上、定めるものとする。

なお、企業団職員の統合後の給与については、企業団在籍時の給与水準を保障 する。

初任給・昇格・級別標準職務基準の取扱いについて

初任給・昇格・級別標準職務基準の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年11月12日

九十九里地域・南房総地域の水道用水 供給事業体と県営水道の統合協議会 会 長 熊 谷 俊 人

初任給・昇格・級別標準職務基準 (調整項目番号13)

初任給・昇格・級別標準職務基準については、各団体とも規則等において規定して おり、初任給を定めている初任給基準表や昇格基準となっている級別資格基準表等 に相違があるが、統合後は企業局の組織となるため、企業局の初任給・昇格・級別 標準職務基準を適用することとする。

職員の手当(通勤、特殊勤務、時間外、その他)の取扱いについて

職員の手当(通勤、特殊勤務、時間外、その他)の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年11月12日

九十九里地域・南房総地域の水道用水 供給事業体と県営水道の統合協議会 会 長 熊 谷 俊 人

職員の手当(通勤、特殊勤務、時間外、その他)(調整項目番号14)

職員の手当(通勤、特殊勤務、時間外、その他)については、各団体とも条例等に おいて規定しており、一部の手当に相違があるが、統合後は企業局の組織となる ため、企業局の取扱いによることとする。

各種協議会等の取扱いについて

各種協議会等の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年11月12日

九十九里地域・南房総地域の水道用水 供給事業体と県営水道の統合協議会 会 長 熊 谷 俊 人

各種協議会等(調整項目番号23)

経営状況や施設整備の取組状況等の情報共有を図るための会議体を設置することとし、詳細は統合までに調整する。

また、料金改定や統合後11年目以降の財源措置の検討などの際は、その都度、必要な情報提供及び意見交換を行う。

出資金・負担金の整理について

出資金・負担金の整理について、次のとおり提案する。

令和6年7月18日

九十九里地域・南房総地域の水道用水 供給事業体と県営水道の統合協議会 会 長 熊 谷 俊 人

出資金・負担金の整理(調整項目番号32)

両企業団においては、その設立等にあたり、構成市町村からの出資及び負担を 受けて施設の整備・取得を進めてきたところである。

両企業団が構成市町村の出資・負担により取得した資産については、「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する覚書」(以下、「覚書」という)第3条第1項の規定に基づき、両企業団から千葉県企業局に無償で引き継ぐものとする。

構成市町村の出資による権利については、覚書第4条第1項の規定に基づき、 千葉県企業局に引き継がれないこととする。

なお、構成市町村の出資債の残額については、市町村がこれを保有し、返済する。

【参考】覚書抜粋

(資産等の引継ぎ)

第3条 統合後において水道用水供給事業の用に供する資産及び負債については、 両企業団から千葉県企業局に無償で引き継ぐものとする。

(市町村の両企業団に係る出資金及び負債の取扱い)

- 第4条 構成市町村の出資による権利の取扱いについては、両企業団が解散する際に消滅することから、出資による権利は千葉県企業局に引き継がれないこととする。
- 2 出資債残額については市町村が保有し、返済する。

資産管理・計画・運用の取扱いについて

資産管理・計画・運用の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年9月3日

九十九里地域・南房総地域の水道用水 供給事業体と県営水道の統合協議会 会 長 熊 谷 俊 人

資産管理・計画・運用 (調整項目番号 40)

各団体とも、それぞれ所管する財務規程等により、資産管理等について定めており、財産の貸付等の事務処理に相違はあるものの、統合後において、両企業団は企業局の組織となることから、統合後は「千葉県企業局財務規程」等に基づき、事務を実施するものとする。

また、水道用水供給事業の用に供しない資産及び当該資産に係る負債については、「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道との統合に関する 覚書」(以下、「覚書」という)第3条第2項の規定に基づき、両企業団において、解散前に処分するとされていることから、統合までに、両企業団において処分を行う。

なお、関係団体との協議により、技術的に撤去が困難であると見込まれるものについては、状況に応じた対応を検討したうえで、企業局が管理を引き継ぐものとする。

【参考】覚書抜粋

(資産等の引継ぎ)

- 第3条 統合後において水道用水供給事業の用に供する資産及び負債については、 両企業団から千葉県企業局に無償で引き継ぐものとする。
- 2 統合後において水道用水供給事業の用に供しない資産及び当該資産に係る負債は、構成市町村との協議により、両企業団において解散前に処分するものとする。

水道事業の計画(認可の調整・申請)の取扱いについて

水道事業の計画(認可の調整・申請)の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年3月27日

九十九里地域・南房総地域の水道用水 供給事業体と県営水道の統合協議会 会 長 熊 谷 俊 人

水道事業の計画(認可の調整・申請)(調整項目番号69)

九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団は解散し、企業局は九十九里地域の水道用水供給事業及び南房総地域の水道用水供給事業が事業統合した水道用水供給事業を経営することとし、水道用水供給事業の創設認可を申請、取得する。

【参考】

- ・水道法第26条の規定により、水道用水供給事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならないとされている。
- ・九十九里地域水道企業団においては、昭和 47 年 3 月 31 日に創設認可を取得し、 第 1 次拡張事業認可取得を経て、平成 3 年 10 月 28 日に第 1 次拡張変更事業認可 を取得し、以降は変更なく現在に至っている。
- ・南房総広域水道企業団においては、平成3年3月14日に創設認可を取得し、平成24年3月19日に取水地点の変更により認可変更を行い、以降は変更なく現在に至っている。

浄水場整備事業の取扱いについて

浄水場整備事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年7月18日

九十九里地域・南房総地域の水道用水 供給事業体と県営水道の統合協議会 会 長 熊 谷 俊 人

浄水場整備事業(調整項目番号74)

両企業団の浄水施設のうち、土木・建築構造物については法定耐用年数を超過していないものの、電気設備、機械設備等の設備類は法定耐用年数を超過している施設が多いことから、安定給水を維持するため、計画的に更新することとする。なお、計画の策定にあたっては、目標使用年数を設定し、年度ごとの事業量の妥当性についても勘案した上で、重要度や健全度を踏まえ、設備類の老朽化対策を施設整備計画に位置付けていく。

【参考】

- 1 「水道の基盤を強化するための基本的な方針」(令和元年厚生労働省告示第135号)に 基づき、水道事業者等は、適切な資産管理を求められ、「水道施設の状況を的確に把握し、 漏水事故等の発生防止や長寿命化による設備投資の抑制等を図りつつ、水需要の将来予測 等を含めた長期的な視点にたって、計画的に水道施設の更新を進めていくこと」とされて いる。
- 2 両企業団の水道施設(土木・建築除く)は、老朽化が進んでおり、現状で法定耐用年数 を超過している資産は半数を超え、更新を行わなければ統合後20年目には9割を超える 見通しである。

〇法定耐用年数を超過した水道施設(土木・建築除く)の割合

| | 令和4年度末 | 令和 17 年度末 | 令和 27 年度末 |
|---------|--------|-------------|-------------|
| | | (統合後 10 年目) | (統合後 20 年目) |
| 九十九里(企) | 55. 9% | 67.4% | 90.0% |
| 南房総(企) | 65. 8% | 90. 1% | 99. 7% |

水道施設耐震化改良事業の取扱いについて

水道施設耐震化改良事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年7月18日

九十九里地域・南房総地域の水道用水 供給事業体と県営水道の統合協議会 会 長 熊 谷 俊 人

水道施設耐震化改良事業(調整項目番号75)

九十九里地域水道企業団では、浄水施設・管路の一部が耐震化されていない状況であり、南房総広域水道企業団では、浄水施設は耐震化されているものの、管路の一部が耐震化されていない状況であることから、安定給水を確保するため、施設整備計画に耐震化事業を位置付け、耐震化を計画的に促進することとする。

【参考】

- 1 水道法に基づき、主要な施設の耐震性については、レベル2地震動に対して生ずる損傷が軽微であって、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこととされ、「水道の基盤を強化するための基本的な方針」(令和元年厚生労働省告示第135号)では、水道事業者等は、「水道施設の耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を進め、できる限り早期に水道法第5条の規定に基づく施設基準への適合を図ること。」が求められている。
- 2 両企業団の耐震化の状況は下表のとおりであり、九十九里地域水道企業団ではこれまでも主要な施設の耐震化に取り組んでいる。

〇耐震化の状況(令和4年度末現在)

| | 浄水施設耐震化率 | 浄水池耐震化率 | 基幹管路耐震適合率 |
|---------|----------|---------|-----------|
| 九十九里(企) | 55. 4% | 77.0% | 78. 3% |
| 南房総(企) | 100.0% | 100.0% | 95.0% |

浄水場等の運転管理業務の取扱いについて

浄水場等の運転管理業務について、次のとおり提案する。

令和6年9月3日

九十九里地域・南房総地域の水道用水 供給事業体と県営水道の統合協議会 会 長 熊 谷 俊 人

浄水場等の運転管理業務 (調整項目番号87)

1 運転管理マニュアル

各団体ともに浄水方法や機械設備に応じて浄水場ごとに運転管理マニュアルを 作成し、通常時及び停電等緊急時の運転管理を行っている。

各浄水場の特性に応じた対応を行う必要があることから、統合後も引き続き 各浄水場の現行のマニュアルに基づき運転管理を行うこととする。

2 運転管理体制

各団体の浄水場は、安定的な供給や原水水質の変動に応じた浄水処理を的確に 行う必要があるため、浄水場ごとに交替制勤務による24時間体制の運転管理を 実施しており、統合後も引き続き現行の運転管理体制を継続することとする。

なお、各浄水場で直営、委託の別や職員の配置など運転管理体制に相違があることから、統合後において、各浄水場の運転管理体制のあり方について検討を行うこととする。

浄水施設の維持管理(機械・電気設備の保守点検)の取扱いについて

浄水施設の維持管理(機械・電気設備の保守点検)の取扱いについて、次のとおり 提案する。

令和6年3月27日

九十九里地域・南房総地域の水道用水 供給事業体と県営水道の統合協議会 会 長 熊 谷 俊 人

浄水施設の維持管理(機械・電気設備の保守点検)(調整項目番号88)

両企業団ともに「水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドライン」「水道維持管理指針」等に基づいて点検を実施しており、統合後においても当面の間は、現行の維持管理を継続するものとし、国のガイドラインや指針等が変更された場合はその内容を確認の上、適切に対応するものとする。

【参考】

- ・水道法第 22 条の 2 の規定により、水道事業者(水道用水供給事業者)は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を行わなければならないこととされており、省令の基本的な考え方を示した「水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドライン(厚生労働省)」(以下「ガイドライン」という。)及び「水道維持管理指針(日本水道協会)」等が示されている。
- ・両企業団ともに、ガイドラインや水道維持管理指針等に基づき浄水場機械点検、 電気点検及びコンクリート構造物の点検を、直営、委託等により、適切に行って いることを確認した。
- ・両企業団ともに点検方法や点検記録様式については、施設ごとに設備の状況を 踏まえて定めていることを確認した。

取水、導水、送水管付属施設保守点検業務の取扱いについて

取水、導水、送水管付属施設保守点検業務の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年3月27日

九十九里地域・南房総地域の水道用水 供給事業体と県営水道の統合協議会 会 長 熊 谷 俊 人

取水、導水、送水管付属施設保守点検業務(調整項目番号98)

1 取水、導水、送水管付属施設(水管橋を除く)

「水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドライン(厚生労働省)」(以下「ガイドライン」という。)において、付属施設の点検方法や頻度及び、対象施設については濁水発生リスク等を考慮した上で選定することなどが示されており、両企業団ともガイドラインに基づき点検を行っているため、当面の間、現行のとおり点検を行うこととする。

なお、付属施設の点検方法については目視及び作動確認などにより行うこととされているが、一部、作動確認により濁水の発生が懸念される弁類については、作動確認の対象外とし、目視のみの点検に留めていることから、施設の更新後は濁水発生等のリスクに留意しながら、順次、作動確認を含めた点検を実施するものとする。

2 水管橋

- ・令和6年4月1日施行の水道法施行規則の改正により、おおむね5年に1回以上の 点検の実施や点検の記録及び保存等が義務付けられるため、両企業団においては、 改正後の施行規則に基づき適切に点検を実施していくこととする。なお、両企業団 の記録の様式及び保存方法等については、統合までに統一するよう調整する。
- ・水道法施行規則改正に伴う国の通知に基づき、点検(調査・診断)に係る新技術の 活用については、他事業者の活用事例等を参考に、効率性や客観性を重視し、検討 するものとする。

【参考】

2 水管橋

- ・水道法施行規則の一部改正(令和6年4月1日施行)により、道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等(損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に水の供給又は当該道路、河川、鉄道等に大きな支障を及ぼすおそれがあるものに限る。)は、おおむね5年に1回以上の点検実施と点検の記録及び保存等が義務付けられる。
- ・水道法施行規則の一部改正に係る国の通知により、「新たな技術を活用して、水道施設の確認に係る水道事業者の負担を軽減する観点から、目視による点検だけでなく、目視と同等以上の方法による点検が可能である。」、「点検(調査・診断)を含む維持・修繕の実施に関しては、効率性や客観性を重視し、新技術の活用を積極的に検討することが望ましい。」と示されている。

災害対策基本計画策定の取扱いについて

災害対策基本計画策定について、次のとおり提案する。

令和6年9月3日

九十九里地域・南房総地域の水道用水 供給事業体と県営水道の統合協議会 会 長 熊 谷 俊 人

災害対策基本計画策定(調整項目番号113)

企業局では、千葉県地域防災計画に基づき、水道事業としての災害時における対策を定めた「企業局水道事業震災対策基本計画」及び「企業局水道事業事故等対策基本計画」を策定し、災害対応を行っている。

両企業団においても災害時における対策を定めて災害対応を行っているところだが、統合後は県の組織となることから、企業局の基本計画を参考に、統合までに 千葉県地域防災計画に基づいた新用水供給事業としての災害対策基本計画を策定することとする。

【参考】

- 1 「水道の基盤を強化するための基本的な方針」(令和元年厚生労働省告示 第135号)に基づき、水道事業者等は、水道の強靭化が求められ、「地震以外の 災害や事故時の対応も含めて、地域防災計画等とも連携した災害時における対策 マニュアルを策定すること。」とされている。
- 2 「千葉県地域防災計画(令和5年度修正)」(千葉県防災会議)では、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本について記載されている。

応急対策マニュアル等作成の取扱いについて

応急対策マニュアル等作成について、次のとおり提案する。

令和6年9月3日

九十九里地域・南房総地域の水道用水 供給事業体と県営水道の統合協議会 会 長 熊 谷 俊 人

応急対策マニュアル等作成(調整項目番号114)

1 危機管理対策マニュアル

両企業団は、地震や事故等に対する対策マニュアルを策定しているものの内容に 相違があることから、統合までに企業局の各対策マニュアル及び国の「危機管理対策 マニュアル策定指針」を参考に、新用水供給事業としての危機管理対策マニュアルを 策定することとする。

2 水安全計画

各団体ともに国の「水安全計画策定ガイドライン」に基づき計画を策定しており、 水源から給水栓もしくは受水団体の配水池までに存在する危機リスクの抽出及び 対応等を行っていることから、統合までに両企業団の現行の計画を基に、新用水供給 事業としての水安全計画を策定することとする。

3 情報セキュリティ対策マニュアル

両企業団ともにネットワーク運用規程等において、情報セキュリティ対策を掲げているものの、統合後は県の組織となることから、「千葉県情報セキュリティ基本方針」、「千葉県情報セキュリティ対策基準」に基づき情報セキュリティ対策を講じるとともに、「千葉県企業局情報システム運用管理要領」、「千葉県企業局情報システム危機管理対応マニュアル」の改正を行い、同要領等に基づき対応することとする。

4 訓練の実施

両企業団ともにマニュアル等に基づき訓練を実施しているが、内容に相違がある ことから、統合後においては、新たに策定する危機管理対策マニュアルに基づき、 災害時における対応力向上のため、訓練を実施することとする。

【参考】

- 1 「水道の基盤を強化するための基本的な方針」(令和元年厚生労働省告示第135号)に基づき、水道事業者等は、水道の強靭化が求められ、「地震以外の災害や事故時の対応も含めて、自らの職員が被災する可能性も視野に入れた事業継続計画、地域防災計画等とも連携した災害時における対策マニュアルを策定すること。また、それらの計画やマニュアルを踏まえて、(中略)訓練を実施し、平時から災害に対応するための体制を整備すること。」とされている。
- 2 「危機管理対策マニュアル策定指針【共通編】」(令和 2 年 7 月 厚生労働省)により、「地震や風水害等の自然現象及び水質汚染事故、施設事故等の人為的な原因により災害が発生した場合、被災水道事業者等は、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に実施することが求められ、災害時や事故時にこのような諸活動を迅速かつ的確に行うためには、各水道事業者等が規模・地域特性に応じた適正なマニュアルを事前に作成しておくことが不可欠である。」とされている。

(危機管理対策マニュアル策定指針 指針一覧)

地震対策、風水害対策、水質汚染事故対策、施設事故・停電対策、管路事故・給水 装置凍結対策、テロ対策マニュアル策定指針、渇水対策、新型インフルエンザ対策

- 3 「「水安全計画策定ガイドライン」の送付について」(平成20年5月30日厚生 労働省健康局水道課長)により、水道事業者等は、「本ガイドラインを活用し、 水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれ に準じた危害管理の徹底により、これまで以上に良質で安全な水道水の供給確保 に努められたい。」とされている。
- 4 「水道分野における情報セキュリティガイドライン (第4版)」(平成31年 厚生 労働省水道課)では、水道事業者等において実施することが必要な又は望まれる 情報セキュリティ対策の項目及び水準が示されている。

緊急時の応援協定の取扱いについて

緊急時の応援協定の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年7月18日

九十九里地域・南房総地域の水道用水 供給事業体と県営水道の統合協議会 会 長 熊 谷 俊 人

緊急時の応援協定(調整項目番号115)

1 他事業体との相互応援協定

- ・各団体ともに参画している「千葉県水道災害相互応援協定」及び「日本水道協会 千葉県支部災害時相互応援に関する協定」については、両企業団の解散後も、 災害等緊急時の対応に必要であるため、統合後の用水供給事業として協定が有効 となるよう、統合時までに協定締結者の変更など必要な手続きを行うこととす る。
- ・企業局では県外の他事業体との応援協定を個別に締結していることから、統合後の用水供給事業としてより効果的な応援体制となるよう、統合後速やかに検討を 進める。

2 工事業者等との協定

- ・災害等緊急時に速やかに対応できるよう、九十九里地域水道企業団は、土木業者、 設備業者及び資材メーカーと、南房総広域水道企業団は、土木業者及び 資材メーカーとそれぞれ協定を締結していることから、統合後も各協定を 当面の間継続するよう、統合時までに協定締結者の変更など必要な手続き を行うこととする。
- ・南房総広域水道企業団は、協定を締結していない設備業者との協定を統合時まで に締結し、統合後も当面の間継続するよう調整する。
- ・企業局では土木業者の協定を業界団体と締結しており、九十九里地域水道企業団 及び南房総広域水道企業団ではそれぞれ個別事業者と協定を締結しているなど、 各団体の協定には締結先などに相違があることから、統合後の用水供給事業 としてより効果的な応援体制となるよう、統合後速やかに検討を進める。

3 燃料供給に関する協定

- ・災害等緊急時における燃料確保のため、九十九里地域水道企業団は石油販売業者 と災害時の供給協定を締結しており、統合後も当面の間継続することとし、 統合時までに協定締結者の変更など必要な手続きを行うこととする。
- ・南房総広域水道企業団は、石油販売業者と燃料供給に関する協定を締結していないが、災害等緊急時の燃料調達を円滑にするため、統合時までに 石油販売業者と協定を締結し、統合後も当面の間継続するよう調整する。
- ・企業局では燃料協定の締結先を業界団体とするなど、各団体の協定には締結先などに相違があることから、統合後の用水供給事業としてより効果的な応援体制となるよう、統合後速やかに検討を進める。

【参考】

- 1 水道法第39条の2の規定により「国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他の関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない」とされている。
- 2 「水道の基盤を強化するための基本的な方針」(令和元年厚生労働省告示 第135号)に基づき、水道事業者等は、水道の強靭化が求められ、「災害時に おける他の水道事業者等との相互応援体制及び水道関係団体等との連携体制を 構築すること」とされている。
- 3 「千葉県地域防災計画」において、県の防災体制の整備として、「県は、円滑な 応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に 努めること」、「県及び市町村は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給 について協定の締結を推進すること」が示されている。

取水、導水、送水管改良事業の取扱いについて

取水、導水、送水管改良事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年7月18日

九十九里地域・南房総地域の水道用水 供給事業体と県営水道の統合協議会 会 長 熊 谷 俊 人

取水、導水、送水管改良事業(調整項目番号119)

令和4年度末時点で、九十九里地域水道企業団では、法定耐用年数を超過している管路が半数を超え老朽化が進んでおり、南房総広域水道企業団では、法定耐用年数を超過している管路はないものの、将来的には老朽化が見込まれることから、老朽化の度合いを踏まえつつ、安定給水を維持するため、計画的に更新することとする。

なお、計画の策定にあたっては、目標使用年数を設定し、年度ごとの事業量の 妥当性についても勘案した上で、管路の老朽化対策を施設整備計画に位置付けて いく。

【参考】

- 1 「水道の基盤を強化するための基本的な方針」(令和元年厚生労働省告示第135号)に 基づき、水道事業者等は、適切な資産管理を求められ、「水道施設の状況を的確に把握し、 漏水事故等の発生防止や長寿命化による設備投資の抑制等を図りつつ、水需要の将来予測 等を含めた長期的な視点にたって、計画的に水道施設の更新を進めていくこと」とされて いる。
- 2 九十九里地域水道企業団の浄水施設の建設にあわせて布設された管路は、老朽化が進んでおり、現在、法定耐用年数を超過している管路は半数を超え、更新を行わなければ、統合後20年目には9割を超える見通しである。
- 3 南房総広域水道企業団の供用開始時に布設された管路は、現在、法定耐用年数を 超過している管路はないが、更新を行わなければ、統合後20年目には9割を超える 見通しである。

〇法定耐用年数を超過した管路の割合

| | 延長 | 令和4年度末 | 令和 17 年度末 (統合後 10 年目) | 令和 27 年度末 (統合後 20 年目) |
|---------|---------|--------|--------------------------|--------------------------|
| 九十九里(企) | 85.8km | 59.8% | 72. 4% | 95. 2% |
| 南房総(企) | 176.1km | 0.0% | 0.0% | 98. 7% |

※更新を行わない場合の見通し